別表第十六号中「別表第十六号（第十二条関係）」を「別記第十六号（第四十九条関係）」に改め、同表を別記第十六号とする。

別表第十七号中「別表第十七号（第十二条関係）」を「別記第十七号（第四十九条関係）」に、「年度当初の現在高」を「年度当初現在高」に、「第7条第3項」を「第14条第3項」に改め、同表を別記第十七号とし、同表の次に次の別記第十八号を加える。

別記第十八号（第四十九条関係）

企業債明細書様式

企　業　債　明　細　書

種類	発行年月日	発行総額	償還高 当年度償還高	償還高 償還累計	未償還残高	発行価額	利率	償還終期	備考
計					（　）				

（注）1　建設改良費等の財源に充てるための企業債とその他の企業債は、種類の欄で区分すること。

2　利率の欄には、年利により記載すること。なお、利率見直し方式による借入れを行った場合は、文言で記載することができること。

3　借入条件について著しい異動があった場合は、その内容を備考欄に記載すること。

4　計の欄の（　）内には、償却原価法適用後の未償還残高の合計額を記載すること。

別表第十八号を削る。

別表第十九号中「別表第十九号（第十二条関係）」を「別記第十九号（第五十条関係）」に改め、同表を別記第十九号とする。

別表第二十号を削る。

別表第二十一号中「別表第二十一号（第十二条関係）」を「別記第二十号（第五十一条関係）」に改め、同表を別記第二十号とする。

（地方債に関する省令の一部改正）

第二条　地方債に関する省令（平成十八年総務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「令第十五条第一項第二号」を「令第十五条第一項第一号イ」に、「建設改良費に準ずる経費」を「公営企業の建設又は改良に要する経費（以下「建設改良費」という。）に準ずる経費」に改める。

附則第八条の次に次の一条を加える。

（地方公営企業法施行令等の一部改正に伴う経過措置）

第八条の二　地方公営企業法施行令等の一部を改正する政令（平成二十四年政令第二十号）附則第二条の規定及び地方公営企業法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十四年総務省令第六号）附則第二条の規定により法適用企業に対しこれらの命令による改正後の地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）の規定及び地方公営企業法施行規則（昭和二十七年総理府令第七十三号）（以下この条において「規則」という。）の規定が最初に適用される年度（以下この条において「最初適用年度」という。）の事業年度の法適用企業に係る特別会計の決算が地方公営企業法第三十条第一項の規定により地方公共団体の長に提出されてから最初適用年度の初日から起算して三年を経過した日の属する年度の事業年度の法適用企業に係る特別会計の決算が同項の規定により地方公共団体の長に提出されるまでの間は、令第十五条第一項第一号の流動負債には、規則第七条第三項第十一号及び第十二号に掲げる負債を、令第十五条第一項第一号ハ及び第二号ハ（令第十六条の規定により準用する場合を含む。）並びに令第四条第一号イ及び第二号イの流動資産には、規則第七条第二項第五号及び第六号並びに第三項第十一号及び第十二号に掲げる負債を、それぞれ含めないものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十四年二月一日から施行する。

（適用）

第二条　第一条の規定による改正後の地方公営企業法施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、平成二十六年度の事業年度から適用し、平成二十五年度以前の事業年度については、なお従前の例による。

2　前項の規定にかかわらず、地方公営企業法第二条の規定により同法の規定の全部又は一部を適用する公営企業（地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条第一号に規定する公営企業をいう。）が、地方公営企業法施行令等の一部を改正する政令（平成二十四年政令第二十号。以下「一部改正政令」という。）附則第二条第二項の規定により一部改正政令第一条による改正後の地方公営企業法施行令（附則第六条において「新令」という。）第十二条、第十四条、第十五条、第十七条の二第一項第二号、第二十三条、第二十五条及び第二十六条の規定（以下「新令第十二条等の規定」という。）を平成二十四年度又は平成二十五年度の事業年度から適用する場合においては、その新令第十二条等の規定が最初に適用される事業年度から、新規則の規定を適用する。

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（平成二十年総務省令第八号）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

（公営企業の建設又は改良に要する経費に準ずる経費）

第一条の二　令第三条第一項第一号イ(1)に規定する公営企業の建設又は改良に要する経費に準ずる経費として総務省令で定める経費は、地方債に関する省令（平成十八年総務省令第五十四号）第十二条各号に掲げる経費とする。

第二条中「令第三条第一項第一号イ及び第二号イ並びに令第四条第一号ロ及び第二号ロ」を「令第三条第一項第一号イ(4)及び第二号イ(5)並びに令第四条第一号ロ(4)及び第二号ロ(5)」に改め、「すべき負債の額」の下に「として総務省令で定める額」を加える。

第六条第一項第一号中「（平成十八年総務省令第五十四号）」を削り、同項第二号中「営業外収益の額」の下に「（地方公営企業法施行規則（昭和二十七年総理府令第七十三号）第二十一条第二項（同条第三項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により整理される額を除く。以下この項において同じ。）」を加え、「及び同条第2項に規定する借入資本金の額の合算額」を削る。

第九条第三号中「借入資本金の額及び同条第3項の」及び「の合算額」を削る。

第十九条第一項を削り、同条第二項第一号及び第二号中「建設又は改良に要する経費以外の」を削り、同項を同条第一項とし、同条第三項中「前二項に掲げる額の合算額」を「前項の規定により算定した額」に改め、「、第一項の規定にかかわらず」を削る。

附則第二条の次に次の一条を加える。

（地方公営企業法施行令等の一部改正に伴う経過措置）

第三条　地方公営企業法施行令等の一部を改正する政令（平成二十四年政令第二十号）附則第二条の規定及び地方公営企業法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十四年総務省令第六号）附則第二条の規定により法適用企業に対しこれらの命令による改正後の地方公営企業法施行令の規定及び地方公営企業法施行規則（以下この条において「規則」という。）の規定が最初に適用される年度の初日（以下この条において「適用開始日」という。）から起算して一年を経過した日の属する年度から適用開始日から起算して三年を経過した日の属する年度までの間は、令第三条第一項第一号イ及び第二号イ（令第十六条の規定により準用する場合を含む。）並びに令第四条第一号ロ及び第二号ロの流動負債には、規則第七条第三項第十一号及び第十二号に掲げる負債を、令第三条第一項第一号ハ及び第二号ハ（令第十六条の規定により準用する場合を含む。）並びに令第四条第一号イ及び第二号イの流動資産には、規則第二十八条第一項の控除項目を、令第十七条第二号の負債並びに第六条第一項第二号及び第九条第三号の負債には、規則第七条第二項第五号及び第六号並びに第三項第十一号及び第十二号に掲げる負債を、それぞれ含めないものとし、令第十七条第二号の資本の額には、規則第二十八条第一項の控除項目の額に相当する額を加算するものとする。